

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

消費増税と経済対策

2019年10月に予定する消費税率10%への引上げまで残り半年となりました。安倍首相はこれまで2度にわたり10%への増税を見送っていますが、今回は、手厚い消費下支え策で「3度目の正直」を目指しています。少子高齢化が急速に進み、財政再建は待たなしの状況ですが、中国など海外経済に陰りが見える中で、国内経済への悪影響をいかに抑えられるかが焦点になります。

そんな中で増税対策が積み増しされています。2014年の消費増税時は個人消費が急減し、その後も景気低迷が長引きました。この反省を踏まえ、住宅・車の購入支援策に加え、キャッシュレス決済した場合のポイント還元や低所得者層へのプレミアム商品券など約2兆円の対策を下記のようにまとめています。

政府が実施する消費増税対策	
キャッシュレス決済でポイント還元	クレジットカードなどを使って買い物をすると2020年6月までの期間限定で最大5%分のポイント付与
プレミアム付き商品券発行	400円で500円分の買い物ができる商品券。低所得者などが対象で最大2万5000円分まで購入可能
住宅ローン減税の延長	10年から13年に延長。10%の消費税率が適用される住宅を購入し、今年10月から来年末までに入居する人が対象
自動車税の減税	毎年払う自動車税を最大4500円減額。購入時の税負担は期間限定で下げ
軽減税率の導入	飲食料品などの税率を8%に据え置き。外食や店内での飲食は対象外
教育無償化や社会保障の拡充	低年金者への毎月最大5000円の支給制度や、3～5歳の幼児教育・保育無償化を実施
国土強靱（きょうじん）化	空港や道路など重要インフラの防災対策など公共投資を実施

(日本経済新聞 2019.3.29より抜粋)

これら増税対策費用などを計上した2019年度予算案が先月27日に国会で成立していますので、住宅・保育など民間の活動は具体的に動き出しつつあり、余程のことがない限り、後戻りすることはなさそうな状況です。

消費税率10%への引き上げによる増収は政府による最新の見積もりでは年約5.7兆円あります。これを首相は、約1.7兆円を教育・子育てなどに回し、半分を借金の返済に回す考えのようです。

日本の国の借金は国内総生産(GDP)の2倍超と先進国で最悪の水準といわれています。国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化は、すでに2025年度に先送りされており、増税が延期されれば、さらに財政健全化の道は遠くなり、将来世代へのツケが重くなります。

キャッシュレス決済によるポイント還元

政府が消費税率10%への引き上げに備えた景気下支え策の柱と位置づけているのが、キャッシュレス決済へのポイント還元制度です。キャッシュレスで決済した消費者に対し、中小の飲食店や小売店などの買い物の場合は5%分、フランチャイズ店では2%分をポイントで還元します。これは、2019年10月1日から2020年6月末までの9カ月間、実施されます。

CONTENTS

消費増税と経済対策	P.1
キャッシュレス決済による	
ポイント還元	P.1
立ち食い飲食店と	
消費税軽減税率	P.2
2019年度の社会保険料率	P.3
工業系用途地域とは	P.4
年次有給休暇の	
取得義務化に関する	
実務上の注意点	P.5
4月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6



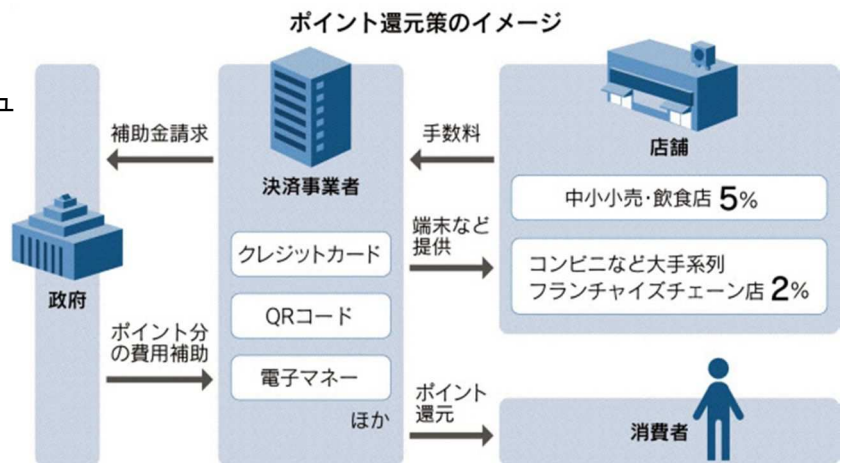
最大5%の還元は税率の引き上げ分を超えており、実質減税になります。増税後の消費の落ち込みを防ぐとともに、米欧などに比べて低い日本のキャッシュレス決済比率を引き上げる狙いがあります。

消費者はクレジットカードやQRコード、電子マネーなど多様な決済サービスを使って還元を受けられるようになります。決済には大手カード会社と非金融系の事業者が参加する方針で、ジェーシービー（JCB）、楽天カード、三井住友カード、三菱UFJニコス、クレディセゾンの大手5社が参入し、その他の決済事業者も追随しそうです。

消費者への還元方法は、ポイントだけでなく店頭での値引きも認められています。例えば、スマートフォンでQRコードを読み取って決済する場合、1万円の商品を9,500円にすれば、割引分の500円を国が決済事業者に補助することになります。

ポイントや値引きが過度に増えすぎること防ぐため、決済事業者にはポイント付与や購入額に上限を設定することを求めています。収入の多い人が持つカードなどは利用限度額が大きいため、利用に歯止めをかけることが狙いです。

また、プレミアム付き商品券も発行されます。利用者は1枚あたり4,000円で、25%分を上乗せした額面500円の商品券を購入できます。最低購入額は10枚セットの4千円（額面は5千円分）、上限は1人あたり2万円（同2万5千円）です。ただし購入できるのは、住民税非課税の世帯と2歳以下の子どもがいる家庭で、利用できる期間は、原則2020年3月までの半年間、商品券を発行する自治体にある小売店でのみ使えます。



(日本経済新聞 2019.3.29より抜粋)

立ち食い飲食店と消費税軽減税率

顧客のための椅子を用意せずに立って食べてもらうスタイルの飲食店（いわゆる立ち食い飲食店）やイベント会場などで移動販売車で調理した食品を販売するお店の場合、消費税の軽減税率の扱いはどうなるのか確認していきます。

◆ 消費税軽減税率制度における「外食」の定義と立ち食い飲食店

2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられますが、飲食料品の売買については軽減税率（8%）が適用されることとなっています。

ただし、「飲食設備のある場所等において行う食事の提供（いわゆる外食）」については、軽減税率は適用されず、標準税率（10%）が適用されます。

この、「飲食設備」には、テーブル・椅子・カウンター等が該当しますが、それら全てがそろっていることは要件とはされていません。このため、立ち食い飲食店のように、店舗に椅子やテーブルがない場合であっても、顧客がカウンターを利用して提供された飲食料品を飲食しているような場合には、消費税軽減税率制度上は外食に該当するものとして、軽減税率対象外（10%の税率が適用）となります。



◆ 移動販売車での飲食料品の販売

上記の飲食設備とは、必ずしも自己所有である必要はないとされています。このため、飲食料品販売者と飲食設備所有者（あるいは設置者）が異なる場合であっても、その設備を飲食料品購入者が使用することについて、飲食料品販売者と飲食設備所有者（あるいは設置者）が合意や契約等をしている場合には、その飲食料品の販売は外食に該当するものとして、軽減税率対象外（10%の税率が適用）となります。

これらに該当するものとしては、たとえばショッピングモールなどの商業施設内での販売があります。



一方、公園やイベント会場で開催されるグルメイベントなどにおける移動販売車で調理した食品の販売はどのようにでしょうか。

これについては、①公園のベンチは誰もが利用できる公共物であること(自己所有ではない)、②今回のイベント出店にあたって個別に公園管理者等とベンチ使用について何らの契約等はされていないというような条件であれば、このイベントにおける移動販売車での飲食料品の販売については、軽減税率が適用(8%の税率が適用)されることとなります。

このように同じ飲食料品を販売する場合であっても、その販売形態によって消費税の適用税率は異なってきますので注意が必要です。消費税軽減税率制度導入後の飲食料品の販売については、適用すべき税率を事前にしっかりと確認しておくことが、売上の確保や店舗運営管理の効率化にもつながると思われまますので、お気軽にご相談ください。

2019年度の社会保険料率

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率および介護保険料率は、例年3月分(4月納付分)から見直しが行われています。2019年度の健康保険料率については各都道府県によって、引上げ・引下げ・据え置きに分かれ、介護保険料率は引上げ(全国一律)となりました。料率を確認し、徴収のタイミング間違いや保険料率の変更漏れがないようにしましょう。

◆ 3月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの健康保険料率は、2009年9月より、全国一律の健康保険料率から、各都道府県支部別の健康保険料率に変更されており、2019年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなりました。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.75%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.63%となっており、両県の保険料率には実に1.12%の開きがあります。

◆ 引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、2019年3月分からは、1.57%から1.73%への引上げとなりました。

◆ その他の社会保険料率

① 労災保険率

労災保険率はそれぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直すことになっています。前回は2018年度に見直しが行われたため、2019年度は変更されません。

② 雇用保険率

雇用保険率は毎年度、財政状況に照らして見直しが行われますが、2019年度は2018年度から据え置きとなりました。

③ 厚生年金保険料率

厚生年金の保険料率は、2004年から段階的に引上げられましたが、2017年9月を最後に引上げが終了し、18.3%で固定されています。

平成31年3月分からの健康保険料率 (各都道府県支部別)

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.31%	東京都	9.90%	滋賀県	9.87%	香川県	10.31%
青森県	9.87%	神奈川県	9.91%	京都府	10.03%	愛媛県	10.02%
岩手県	9.80%	新潟県	9.63%	大阪府	10.19%	高知県	10.21%
宮城県	10.10%	富山県	9.71%	兵庫県	10.14%	福岡県	10.24%
秋田県	10.14%	石川県	9.99%	奈良県	10.07%	佐賀県	10.75%
山形県	10.03%	福井県	9.88%	和歌山県	10.15%	長崎県	10.24%
福島県	9.74%	山梨県	9.90%	鳥取県	10.00%	熊本県	10.18%
茨城県	9.84%	長野県	9.69%	島根県	10.13%	大分県	10.21%
栃木県	9.92%	岐阜県	9.86%	岡山県	10.22%	宮崎県	10.02%
群馬県	9.84%	静岡県	9.75%	広島県	10.00%	鹿児島県	10.16%
埼玉県	9.79%	愛知県	9.90%	山口県	10.21%	沖縄県	9.95%
千葉県	9.81%	三重県	9.90%	徳島県	10.30%		

工業系用途地域とは

◆ 性格の異なる3つの工業地域

工業系の用途地域には、準工業地域、工業地域、工業専用地域の3つがあります。準工業地域では住居系や商業系の建築物との混在も見られますが、工業地域になると徐々に混在は減っていき、工業色が強くなっていきます。

ちなみに、住宅の建築が可能なのは準工業地域と工業地域までで、工業専用地域になると、住宅の建築は禁止されています。

【準工業地域】主に環境悪化をもたらすおそれのない、工場の利便を図る地域

住宅や商店などのほか、工場も建築できる地域であり、町工場が混在する住宅地というイメージになります。環境悪化をもたらすおそれのない工場も建築できるため、商業地域よりも幅広い用途の建築物の建築が可能となります。

【工業地域】主として工業の利便の増進を図る地域

住宅地ではなく工業地としての利便増進を図る地域であるため、学校や病院、ホテルや旅館などの建設はできなくなります。住宅を建てることも可能ですが、メインは工場となります。

【工業専用地域】工業の利便の増進を図る地域

危険性が高い工場や著しく環境を悪化させるおそれがある工場など、どのような工場でも建築できる反面、住宅、店舗、学校、ホテルなどの建築は禁止されています。まさに工業専用の地域となります。

◆ 準工業・工業地域に住む際の注意点

準工業地域は工業系用途の中で最も住みやすく意外と利便性も良いのがメリットですが、基本的には工場を建てるために定められた地域であるため、突然隣に工場が建って日照条件が悪くなる可能性がありますし、騒音等に悩まされる事もあります。

工業地域は住居系地域より土地を購入する際に安く購入できる事もありますが、準工業地域より工場が多く、場合によっては工場と工場の間ポツン、ポツンと建っているケースもあります。昼間の人口が多く夜間の人口が少なくなるため、夜間の治安の悪さにつながる事もあります。

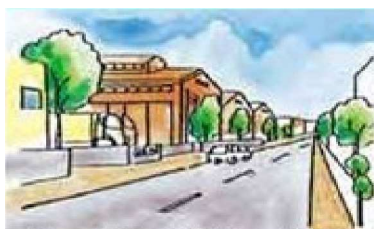
● 準工業地域・工業地域・工業専用地域の違い

徐々に工業地としての利便性を優先した区分けになっていきます。

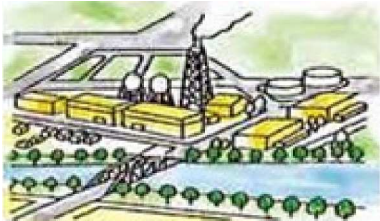
▼ 準工業地域



▼ 工業地域



▼ 工業専用地域



用途制限の例

準工業地域は、危険性の高い工場などを除き、ほぼすべての建築物を建てることができます。工業専用地域は、住宅や店舗、学校などの建築が禁止されています。

	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅・共同住宅	○	○	×
幼稚園・小中高等学校	○	×	×
大学・専門学校	○	×	×
150㎡以内の店舗	○	○	×
500㎡以内の店舗	○	○	×
1,500㎡以内の店舗	○	○	×
事務所	○	○	○
カラオケボックス	○	○	○
パチンコ店	○	○	×
ホテル・旅館	○	×	×
映画館	○	×	×
キャバレー	○	×	×
倉庫	○	○	○
150㎡超の工場	○	○	○

年次有給休暇の取得義務化に関する実務上の注意点

働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、4月から年10日以上の子年次有給休暇(以下、年休)が付与される従業員について、使用者は年5日の年休を確実に取得させることが義務となります。この年休の取得義務化に関する通達が、昨年12月に厚生労働省より発出されたことから、実務上の注意点を確認していきます。



◆ 取得日の指定と就業規則の変更

年休の取得義務化により、使用者は年5日の年休について、従業員に取得を希望する時季を聞き、その希望を尊重しつつ取得日を指定し、取得させる必要があります。ただし、従業員が自ら取得した日数や労使協定による計画的付与で取得した日数(いずれも取得する予定の日数を含む)はこの5日から差し引くことができます。

なお、今回新設された使用者による時季指定を行う際には、就業規則に時季指定の対象となる労働者の範囲や時季指定の方法などを記載する必要がありますので、就業規則の変更を忘れずに行うようにしましょう。

◆ 取得義務化の対象者

今回の取得義務化の対象者には、管理監督者や年10日以上の子年休が付与されるパートタイマーも含まれます。また、年度途中で育児休業等から復帰した従業員も対象者となるため、復帰後に年5日を取得させる必要があります。ただし復帰した日によっては、年休を取得させることとなる残りの期間の労働日数が、使用者が取得日の指定を行う必要のある年休の残日数より少なく、5日を取得させることが不可能なこともあります。このような場合は対象になりません。

◆ 年5日の対象となる年休の単位

年休は、1日単位で取得することが原則ですが、通達で半日単位での取得も認められています。また、労使協定を締結することで時間単位での取得も認められています。

今回の取得義務化では、半日単位の年休については、取得義務化となる5日から差し引くことが認められます。これに対し、時間単位の年休については、使用者が取得日を指定する年休に含めることはできず、従業員が自ら取得したときであっても、取得義務化となる5日から差し引くことはできません。

既に時間単位の年休を認めている場合はもちろん、今後予定している場合も、この点を押さえておきましょう。

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日(水)
給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)	申告期限 4月15日(月)
2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 5月7日(火)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費・地方消費税＞	
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月毎の中間申告＜消費税・地方消費税＞	
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	
固定資産課税台帳の縦覧期間 (4月1日から20日、又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)	左記参照
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 (市町村が固定資産の価格登録を公示した日から納税通知書の交付日後60日までの期間等)	

今月の名言録

困っても困らない

ひろい世間である。長い人生である。
その世間、その人生には、困難なこと、難儀なこと、
苦しいこと、つらいこと、いろいろとある。
程度の差こそあれだれにでもある。自分だけではない。

そんなときに、どう考えるか、どう処置するか、それによって、その人の幸不幸、飛躍か後退かがきまるといえる。
困ったことだ、どうしよう、どうしようもない、そう考え出せば、心が次第にせまくなり、せつかくの出る知恵も出なくなる。
今まで楽々と考えておったことでも、それがなかなか思いつかなくなってくるのである。
とどのつまりは、原因も責任もすべて他に転嫁して、不満で心が暗くなり、不平でわが身を傷つける。

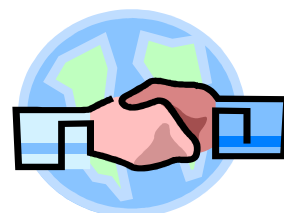
断じて行なえば、鬼神でもこれを避けるという。
困難を困難とせず、思いを新たに、決意をかたく歩めば、困難がかえって飛躍の土台石となるのである。
要は考え方である。決意である。困っても困らないことである。

人間の心というものは、孫悟空の如意棒のように、まことに伸縮自在である。
その自在な心で、困難なときにこそ、かえってみずからの夢を開拓するという力強い道を歩みたい。
(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

